

## [意見募集要領]

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(環境配慮契約法基本方針)の改正案に対して、ご意見のある方は、以下の要領に沿って、ご提出ください。

- ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。
- 本募集要領に沿っていない場合、無効となる場合がありますのでご注意ください。

いただいたご意見は、環境配慮契約法基本方針の改正案の今後のとりまとめにおいて参考とさせていただきます。

### 1. 意見募集対象

環境配慮契約法基本方針の改正案のうち、今回修正を予定している箇所。

- 「解説資料」に対していただいた意見は、今後の環境配慮契約法基本方針の見直しに際しての参考とさせていただきます。

### 2. 募集期間

平成20年12月19日(金)～平成21年1月18日(日)

### 3. 意見提出方法

【意見提出用紙】様式により、以下のいずれかの方法で提出してください。

#### (1) 電子メール

宛先: ek@env.go.jp

- 下記【意見提出用紙】項目に従い、メール本文にテキスト形式で記載してください。  
添付ファイルやHTML形式による提出は受理いたしかねますのでご遠慮願います。
- 件名を「環境配慮契約法基本方針案への意見」としてください。
- 氏名、職業、住所、電話番号は必ず本文中に記載願います。

#### (2) 郵送

宛先: 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 総合環境政策局環境経済課 グリーン契約推進係

- 下記【意見提出用紙】の様式に従って、A4サイズ用の紙に記入し提出してください。
- 封筒に赤字で「環境配慮契約法基本方針案への意見」と記載して下さい。

#### (3) FAX

FAX 番号: 03-3580-9568

- 下記【意見提出用紙】の様式に従って、A4サイズ用の紙に記入し提出してください。

### <注意事項>

- 電話でのご意見は受付いたしかねますので、ご了承ください。
- 氏名、職業、住所、電話番号を明記してください。
- 意見は日本語で提出してください。
- 意見の対象となる箇所がわかるように記載してください。
- 意見は、簡潔かつ趣旨がわかるように記載してください(数百字以内を目安)。
- 1枚(1通)につき1つの意見をご記入ください。
- 提出いただきましたご意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メール

アドレスを除き、全て公開される可能性のあることを、あらかじめご承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。

○締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効と致します。

- 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- 営利活動等営利を目的とした内容

#### 4. 意見記載方法

下記の項目について記入し提出してください。

##### 【意見提出用紙】

\* 各項目は必ずこの順番で記入してください。

- ①【件名】「環境配慮契約法基本方針案への意見」
- ②【宛先】環境省 総合環境政策局環境経済課 グリーン契約推進係
- ③【氏名】(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
- ④【職業】(企業の場合は業種)
- ⑤【郵便番号 住所】
- ⑥【電話番号】
- ⑦【FAX 番号】
- ⑧【意見】
  - ㉠ < 対象箇所 >  
(どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)
  - ㉡ < 意見内容 >
  - ㉢ < 理由等 >

#### 5. 公表資料の入手方法

環境配慮契約法基本方針の改正案は、以下により入手可能です。

(1) 環境省ホームページのパブリックコメント欄

(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)においてダウンロード可能です。

(2) 環境省 総合環境政策局環境経済課の窓口において配布

(3) 郵送による送付

郵送による入手を希望される方は、290円切手を貼付した返信用封筒(A4版の資料が折らずに入るもの。送付先の郵便番号、住所、氏名を明記のこと。)を同封の上、下記の意見提出先まで、「環境配慮契約法基本方針案」と明記し、意見提出先まで送付してください。